

関市建設工事に係る技術者等の兼務の変更について（概要）

令和5年1月1日

建設工事の現場に置くこととされる主任技術者又は監理技術者及び現場代理人（以下、「技術者」という。）については、建設業法（昭和24年法律第100号）や工事請負契約約款等により適正に運用しているところです。

今後、国の経済対策等により公共工事の発注量増加や建設業者の人材不足による入札不調の増加が懸念され、人材を有効に活用し、公共工事の適正かつ円滑な施工確保のため、関市発注の建設工事に設置する技術者の取扱いを以下のとおり定めましたので通知します。

I. 専任を要する主任技術者の兼務

1. 専任を要する主任技術者が他工事の主任技術者を兼務できる場合

市工事において、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度以内の工事について、同一の専任の主任技術者が管理（以下「兼務」という。）できるものとします。（工事は2件までとし、関市以外の発注工事も対象とします。）ただし、案件公表時に兼務を認めない旨を明示した工事はこの限りではありません。

[工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事の例示]

- ・ 工事現場が隣接する場合（ex道路工事（橋梁）と河川工事（護岸））
- ・ 同一の河川、道路や敷地内で施工する場合

[施工にあたり相互に調整を要する工事の例示]

- ・ 資材の調達を一括で行う場合
- ・ 工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合
- ・ 現場発生土の流用や交通規制など工程調整が必要な場合
- ・ 工専用仮設道路等を共有している場合

2. 専任を要する主任技術者の兼務手続きの方法

- ①事前に既契約工事の発注者及び兼務予定工事の発注者に相談をする。

- ②「専任を要する主任技術者の兼務申請書」及び添付書類を兼務予定工事（新たに契約する工事）の発注者に提出する。（申請書は2部提出）
- ③「専任を要する主任技術者の兼務承認通知書」を受け取る。（原則として主任技術者届提出前に、承認を得ること。）

3. 兼務の取消し等

- ・発注者は、安全管理や工程管理など適正な施工の確保に支障をきたすと判断した場合主任技術者の兼務の取り消すことができるものとします。
- ・受注者は、主任技術者の兼務を取り消された場合、速やかに新たな主任技術者を選出し、必要な書類を発注者に提出しなければなりません。受注者が、新たな主任技術者を設置できない場合、関市競争入札参加者資格停止措置要領に基づき必要な措置を講じることがあります。

II. 現場代理人の常駐義務の緩和

1. 現場代理人の常駐義務を緩和できる場合

- 1) 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度以内の工事の場合についても、2件まで同一の現場代理人を工事現場に設置（以下「兼務」という。）できるものとします。ただし、案件公表時に現場代理人の常駐を義務付ける旨を明示した工事はこの限りではありません。
- 2) 次のアからウのいずれにも該当する工事において、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、兼務できるものとします。ただし、案件公表時に現場代理人の常駐を義務付ける旨を明示した工事はこの限りではありません。
 - ア 関市が発注した3件までの工事
 - イ 契約金額の合計が4,000万円（建築一式の場合は、8,000万円）未満であること。現場代理人の兼務を申請するときの金額は契約金額とします。
 - ウ 直近2ヶ年度における関市発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が6.5点以上であること。なお、直近2ヶ年度における当該工種に係る工事成績評定の

実績が無い場合には、工種を問わず、関市発注工事の工事成績評定点の平均が70点以上であることとします。

3) 単価契約の工事

4) 災害その他やむを得ない理由で緊急かつ短期間に施工する必要がある工事。

5) 市長が特に認めた工事

6) 発注者と受注者との間において、設計図書又は打合せ記録簿の書面により、次の各号のいずれかの期間に該当することが確認できたときは、現場代理人の常駐を要しないものとします。

(1) 契約締結後から現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

(2) 工事請負契約約款第22条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

(4) 前3号のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

2. 現場代理人の兼務手続きの方法

①事前に既契約工事の発注者及び兼務予定工事の発注者に相談をする。

②「現場代理人の兼務申請書」及び添付書類を兼務予定工事（新たに契約する工事）の発注者に提出する。（申請書は2部提出）

③「現場代理人の兼務承認通知書」を受け取る。

（原則として現場代理人届提出前に、承認を得ること。）

3. 兼務の取り消し等

・発注者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障をきたすと判断した場合、または、発注者との連絡体制が確保されていないと判断した場合、兼務を取り消すことができるものとします。

- ・受注者は、兼務を取り消された場合、速やかに新たな現場代理人を選出し、必要な書類を発注者に提出しなければなりません。受注者が、新たな現場代理人を設置できない場合、関市競争入札参加者資格停止措置要領に基づき必要な措置を講じることがあります。

Ⅲ. 実施時期

令和5年1月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事・修繕に適用します。

Ⅳ. その他 よくある質問

Q 1. 営業所専任技術者は現場配置技術者になれますか。

A 1. 建設業法第7条第2号により、専任で置かなければなりません。国総建第18号平成15年4月21日 国土交通省通知により、営業所専任技術者が非専任の主任技術者にはなれます。しかし、現場代理人にはなれません。

【国総建第18号 平成15年4月21日 国土交通省通知】

当該営業所において請負契約が締結された工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。

Q 2. 非専任の主任技術者が兼務できる件数、金額に制限はありますか。

A 2. 制限はありません。しかし、4,000万円以上の工事は専任の主任技術者になることから、非専任とはいえ、工事の内容など考慮して適切に配置してください。